

教育基本条例等に関する提言

平成 19 年 9 月

杉並区教育基本条例等に関する懇談会

提言にあたって

杉並区は、「すぎなみ五つ星プラン」(杉並区基本計画・実施計画)の中で、区の目指すべき将来像を、「人が育ち 人が活きる杉並区」としました。そして、その柱の一つに「地域ぐるみで教育立区」を掲げ、区のすべての施策に教育の視点を取り込んで、教育に支援を惜しまない地域社会の実現を目指しています。

また、教育委員会は、「杉並区教育ビジョン」の中で、杉並の目指す教育の基本的な考え方として、次の二つを示しています。一つ目は「未来を拓く人を育てる教育を進める」こと、二つ目は「自分たちで自分たちのまちをつくる人々の力を育成する」ことです。自らの地域のことは、まず自らが考えるという真の住民自治を築くために、一人ひとりが自主的、自立的に考えて行動していくことが大変重要であるという考え方が根底にあります。

こうした区の教育の基本的理念を明確にし、これからの杉並の教育を地域ぐるみで進めるための拠りどころとして、教育基本条例等について検討するため、昨年10月、「教育基本条例等に関する懇談会」が設置され、私たちは、「教育基本条例等に何を重点的に盛り込むのか」、「どのような基本条例、憲章、宣言等にするべきか」といったことについて、幅広い見地から意見を求められました。

私たちは、与えられた課題について、「人づくり」、「教育に支援を惜しまない地域づくり」のために、誰が、何を、どうすればいいのか、といった視点から、8回にわたり議論を重ね、その結果を、提言として取りまとめました。

私たちの提言が、「地域ぐるみで教育立区」を目指す杉並区の教育基本条例等の制定に向け、有益な一助となることを願っています。

平成19年9月

会 長 小 松 郁 夫

目 次

提言にあたって	1
教育基本条例等に関する提言 概要	3
1 規定形式について ～条例、憲章、宣言のいずれが適切か～	4
2 条例の構成について	5
3 前 文	5
4 本 文	8
(1) 条例の制定目的	8
(2) 大切にしたい考え方	8
(3) 各主体ごとの役割と責務	10
(4) 人づくりに関する行政の基本	11
おわりに	14
資 料	
1 杉並区教育基本条例等に関する懇談会設置要綱	15
2 「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」委員名簿	17
3 杉並区教育基本条例等に関する懇談会検討経過	18

教育基本条例等に関する提言 概要

1 規定形式等

- ・形式は条例にすべき。
- ・条例に前文を付す。
- ・条例の名称は「人づくり条例」とすることも一案である。他の意見もあり。

2 前文

- ・人づくりを地域ぐるみで進める。
- ・人づくりの基本 ①「人間として生まれてきたこと」を大切にする
②「人間性を発揮すること」を大切にする
③「社会性を発揮すること」を大切にする

3 本文

(1) 目的 教育(人づくり)に必要なことを明らかにし、教育に支援を惜しまない地域づくりを進める。

(2) 大切にしたい考え方

- ① 人として育てる 自立心と公共心をバランスよくしっかりと伸ばす。
- ② 家庭で育てる 家庭を人として生きる基礎となる資質や能力を育てる場とする。
- ③ みんなで育ち育てられる「^{きょういく}共育」の関係を地域のあちらこちらにつくる。

(3) 各主体ごとの役割と責務

- ① 家庭 教育の原点は家庭。各家庭で成長過程に応じた教育(人づくり)を行うよう努める。
- ② 地域 子どもは地域の宝。地域ぐるみで教育(人づくり)を進めるよう努める。
- ③ 行政・教育機関 教育(人づくり)の観点をもってすべての分野の施策を推進する。

(4) 人づくりに関する行政の基本

- ① 中長期目標と行動計画の策定
- ② 施策の評価と効果検証
- ③ 区民への理解浸透、意識啓発
- ④ 家庭教育の支援
- ⑤ 地域での教育活動の支援
- ⑥ 就学前教育の充実
- ⑦ 学校教育の充実
- ⑧ 郷土愛を育む施策の充実
- ⑨ 行政機関相互の連携

1 規定形式について

～条例、憲章、宣言のいずれが適切か～

懇談会では、「教育基本条例等に何を重点的に盛り込むのか」についての検討とあわせ、それを表現する形式として、条例、憲章、宣言のいずれが適切か、ということについて、検討しました。

下表は、条例、憲章、宣言のそれぞれの特徴や長所・課題等について、比較したものです。憲章、宣言については、共通点が多いことから、一つにまとめています。

＜条例、憲章、宣言の比較表＞

	条 例	憲 章 ・ 宣 言
特 徴 ・ 手 続 等	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の議決を経て制定する。 (改正する場合にも、議決が必要。) ○原則として法的拘束力をもつ。(執行機関、議決機関、住民を規制するものが多い。) ○条文形式なので、複雑な内容でも規定しやすい。 <p>＜基本条例の特徴＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方自治体の施策の方向性を示すものが多い。 ②宣言的な性格をもつものもあり。 ③個別政策に関する条例等を制定する際の指針となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の議決を経なくてもよい。 (杉並区のこれまでの宣言は、議会全員一致で採択されている。) ○原則として法的拘束力がない。 ○執行機関、議決機関、住民を規制しない。 ○条文形式によらないものが多く、複雑な内容は規定しにくい。
長 所	<ul style="list-style-type: none"> ○行政機関、区議会等に対し、拘束力をもたせることができる。 ○盛り込むべき内容が多岐にわたっても、条文形式のため表現がしやすい。 ○施策の方向性を示しやすい。 ○行政の施策や取組みについて区民が評価できる規定を盛り込むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主性を尊重し、主体的な行為を促すことを求めやすい。 ○短く、わかりやすく表現できるので、区民に対してアピールしやすい。
問 題 点 ・ 課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> ○「しなければならない」といった義務的、強制的なイメージが強い。 ○憲章・宣言に比べて複雑になりがちで、区民への周知が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政、区議会等に対し、拘束力をもたせることができない。 ○抽象的になりやすく、具体的な施策に結びつきにくい。 ○短くなりやすく、施策に関する内容を十分に盛り込めない。 ○行政の施策・取組みについて区民が評価できる規定を盛り込みにくい。

◆ 形式についての結論

条例、憲章、宣言の特徴や、長所・課題等について比較検討した結果、「行政機関や区議会等に対し、拘束力をもたせることができる」ことや、「行政の施策や取組みについて、区民が評価できる規定を盛り込むことができる」などの条例の長所を重視し、また、条例でも区民の自主性・主体性を尊重し、促すことはできることから、懇談会としては「形式については条例にすべきである」という結論に至りました。

2 条例の構成について

本条例は、一般的な条例のように、義務や使命を示して拘束力をもたせて区民をしぼるものではなく、憲章・宣言的な理念を表す性格をもたせたいとの趣旨から、条例に前文を付し、そこに杉並区が目指す「教育立区」を支える基本となる考えを表すことが適当であると考えます。

前文に続いては、本文として、はじめに条例の制定目的や、「杉並の教育を考える懇談会提言書」(平成13年3月)に示された内容を基礎として、大切にしたい考え方を明らかにし、教育立区の実現に向けた基本的な考え方を表すものとします。

続いて、家庭や地域、行政といった実施主体ごとの役割と責務、人づくりに関する行政の基本となる、実現に向けた行動計画づくり、事後評価や検証の仕組み等を盛り込んでいくという構成が、本条例にはふさわしいとの結論を得ました。

3 前文

杉並区が目指す「教育立区」とは、杉並という地域社会が社会をあげて人づくりに取り組むことです。人は人を育てることで、自らも育ちます。人づくりの対象は、子どもだけではなく、大人も含んだすべての区民といえます。人づくりの目的は、それぞれの人の個性や特性に応じて、その人間性と社会性を育み、徳性・知性・体力を磨き、「生きる力」を育むことにあります。家庭が中心となり、学校がその役割をしっかりと果たし、そして地域が一体となって取り組むべき、人間社会の崇高な営みです。

前文の起草にあたり、懇談会では、人づくりという視点から今日の社会状況を次のように整理しました。

これまで資源の乏しい我が国は、国づくりの源泉は人間であるとして、人間を大切にしたい人材育成を重視する伝統を貫いてきました。

そのことによって、鋭い感性と高い精神性によって独自の伝統精神文化を確立し、世界をリードする経済発展を成し遂げました。こうした国柄と国民意識は、激動する国際社会の中でも決して失ってはならない、我が国の存在の基盤をなす礎とも言えるものです。しかし、いま、その基盤が揺らいできていると言われていています。

近年の我が国の社会状況を見ると、社会の一員という意識が欠けた、自分の利益ばかりを求め他の人のことなど考えない、自己中心的な生き方をする人が多くなってきたことが、様々な分野の人々から指摘されています。経済的な高度成長を遂げて物質的にも恵まれた現代の日本社会は、一見豊かな社会のようにも見えますが、このままで良いのだろうか、社会の行く末に不安を感じている人も少なくありません。

また、昨今の犯罪の低年齢化と深刻化に接しますと、多くの方が今どきの家庭や若者のあり様を批判したり、学校や教員、教育の批判に走ります。しかし、単に批判していれば済むような問題なのでしょうか。私たち大人が、そして親が、より良い手本を子どもたちに示しているのでしょうか。私たち大人が、まず、胸を張って自らの生き方を次世代に示すことができるようにすることが大切です。示し教えることを通じて、教える大人も一回り大きくなります。一人ひとりを大切にしながら、互いに育ち、育てられる関係を、地域のあちらこちらに作ることを、今日の社会に求められています。

したがって、「人づくり」では、教育の普遍性と国家や民族の中で長い歴史を通じて培い、伝えてきた伝統、風習、制度、学問、思想、芸術などととも、それらの中心となってきた精神文化、そして時代性をふまえて進めていく必要があります。

人は、それぞれに父母や祖先から資質を引き継ぎ、生後に様々な刺激を受けながら成長していきます。生まれた国の国柄や地域の特性によって異なった歴史や伝統、文化、さらには時代背景といったものを背負いながら、親子関係や友人関係など社会的な様々な要素が折り重なっていく中で、歴史的にも世界的にもただ一人のかけがえのない存在になっていきます。こうした人たちが構成される社会には、調和をもたらすための普遍的な力が必要です。しかし、この力が、いまの社会では弱まっていますし、いま、地域をあげて高めていかなければなりません。

このような考え方のもとに、懇談会では、「人づくり」において大切なことを、次のようにとらえました。

一つ目としては、「人間として生まれてきたこと」を大切にすることです。一人ひとりの命には、太古の昔からの長い歴史の中で数え切れない命が受け継がれてきており、そして、今を生きています。人間として生まれたことに感謝し、自分のもとより、他人の生命を尊重して、みんなが輝ける生命の持主であることを認め合い、自分の大いなる可能性に気

付き、驚き、感動して、これを開花させるよう、学び合い磨き合い、力を合わせ助け合う、そのような「人」でありたいと思います。

二つ目としては、「人間性を発揮すること」を大切にすることです。人間には、人間であるがゆえに有している徳性や感性、精神性、能力があります。「他人の痛みを感じ、困っている人を助ける」「自分の不善を恥じ、社会の悪を許さない」「他人優先の譲り合いの気持をもつ」「道理をもって物事を判断する」「山や川や海など、自然のありがたさに感謝する」、そのような「人」でありたいと思います。

三つ目としては、「社会性を発揮すること」を大切にすることです。まず社会の最も小さな単位である家族がお互いを理解し合い、尊重することが大切です。社会は、自分と他者とで構成されています。人は他者との信頼関係を大切にし、如何により良い関係を築くかで、自分も他者も生きやすくなりますし、社会も良くなります。共に助け合い、共感・共鳴し、自己の最善を他者に尽しきる、そのような「人」でありたいと思います。

このようなことがごく普通のこととして、それぞれの人々の日常生活に溶け込んでいること、すなわち「杉並の美風」として地域に広がり幾世代にもわたって受け継がれていくようなことができれば、杉並はどんなにか素敵なまちになっていくでしょう。

これらの観点を踏まえて、前文においては、「人が育ち、人が活きる杉並区」を標榜する杉並区としての「人づくり」の基本的考えを記述することが適当です。また、その表現は、できるだけわかりやすい言葉で、子どもにも理解でき、やさしいけれども深みがあり親しみやすいものにすることを望みます。

4 本 文

(1) 条例の制定目的

ここでは、なぜこの条例を制定するのか、その目的を明らかにします。

この条例は、杉並区における教育(いわば「人づくり」)において、大切にしたい考え方や、そのために果たすべき家庭や地域、区役所などの行政機関、学校などの教育機関の役割などを明らかにすることによって、教育に支援を惜しまない地域づくりを進めることを目的に制定するものですので、このような内容を盛り込むことが適当です。

(2) 大切にしたい考え方

ここでは、杉並における教育(人づくり)で大切にしたい考え方を明らかにします。

前文では杉並区としての「人づくり」の基本的考えを述べますが、ここでは人が育ち育てられること、すなわち「人づくり」を進めるうえで大切にしたい考えを述べます。

人は生涯を通じてそれぞれに様々な人生経験をしながら、学び成長します。その中には、楽しいこともあれば辛いこともあります。しかし、人生を楽しみ味わうことは、生を受けた者にのみに許された特権です。何か物事を成就できたときの達成感、他者に尽くし感謝されたときの喜びは、人として生きていられたからこそ感じられるものです。

「人づくり」を進めるうえで最も大切なことは、この達成感や喜びといった幸せを感じられる時間や場を多くつくることではないでしょうか。家庭で、学校を含めた地域の中で、様々な参画の機会や体験を通して、幸せを多く感じながら、自ら学び成長していけるようにすること、このことを杉並における教育(人づくり)で大切にしたい考え方の基本にすえるべきです。

そのうえで、この考えを支えるものとして、次の三つを合わせて、杉並における教育(人づくり)で大切にしたい考え方とすることが適当です。

① 人として育てる

前文とも重なりますが、教育とは「人づくり」の営みです。人として、より良く生きる力を育み、自己を確立し、社会の担い手として、未来を切り拓いていくことができる

力を育むことが必要です。

人が生涯を通じて健全に成長していくうえで欠かせない、個を確立するための「自立心」と、社会の一員として必要な「公共心」とを、バランスよくしっかりと伸ばすため、徳性・知性・体力を磨き、「生きる力」を育むことが大切です。

② 家庭で育てる

家庭は、教育(人づくり)の原点です。「親は天地、教師は日月の如し」、また、「世界で一番有能な先生によってよりも、分別のある平凡な親によってこそ、子どもは立派に教育される」とも言われます。親ほど先生たるものはありません。人としての基本的な生活習慣、人への思いやり、善悪の判断やしつけは、教育(人づくり)の原点である家庭において、家族のふれあい、親子の愛情やスキンシップ(ふれあい)、ぬくもりのある家庭環境のなかで自然に培われていきます。

家庭が、人として生きる基礎となる資質や能力を育てる場となるように、その役割をしっかりと果たすことが大切です。

③ みんなで育ち育てられる

子どもは、家庭にとっても、杉並という地域にとっても大切な宝です。一人ひとりの子どもは、家庭の子であると同時に、どの子も明日を担う社会の子です。子どもたちを区民みんなの宝として、大人たち全員の目と手と心で、あたたかい愛情を注ぎ、大人としての範を示しながら、区民みんなで育てていかなければなりません。

また、人を育てることは、大人自身、自らを成長させることにつながります。同じ地域で共に暮らす仲間として、互いに育ち、育てられる「^{きょういく}共育」の関係を、地域のあちらこちらに作っていくことが、大切です。こうした取組みの積み重ねが、地域づくりに発展していきます。

(3) 各主体ごとの役割と責務

ここでは、「人づくり」を進めるうえで大切にしたい考え方をふまえて、家庭、地域、行政・教育機関が、それぞれどのような責務と役割をもって教育(人づくり)に臨むのかを明らかにします。

① 家庭

すべての区民が、「教育の原点は家庭にある」という認識に立ち、それぞれの家庭で人づくりにあたるのが、何よりも大切です。子どもに対する教育は、第一義的に親の責任であることを明らかにし、区民は、各家庭で、子どもとの接触の機会をできるだけ多くもち、乳幼児期からの心の教育やしつけの充実、成長過程に応じた教育(人づくり)を行うよう、努めることとします。

② 地域

多くの区民が、「子どもは地域の宝であり、地域で育てていく」という認識に立ち、様々な地域活動に参画し共に育てていくことが大切です。また、このことは参画する人自身を育てることにもつながります。共に育ち育てられる関係を築いていくことは、地域づくりにも役立ちます。区民(ここでは在住者をはじめ在勤、在学等幅広い人たち、NPO、企業等の団体も含めます)は、地域における教育(人づくり)の大切さを理解し、その取組みに可能な限り参画し、地域ぐるみで教育を進めるよう、努めることとします。

③ 行政・教育機関

区は、家庭や地域での教育活動が地域づくりの礎になるという考えのもとに、教育分野のみならず、福祉やまちづくりなどすべての分野において、教育(人づくり)という観点をもって施策を進めるよう、努めることとします。

また、これまで杉並区として培ってきた「杉並師範館」や「学校支援本部」、「すぎなみ地域大学」、「すぎなみ学倶楽部」などの独自の取組みを区の財産とし、人づくりの核としながら、なお一層の施策の充実に努めることとします。

学校をはじめとする区内の教育機関は、それぞれがもつ自主性を尊重されながらも、前文に掲げる「人づくり」の基本的考えを念頭に、区のと連携して教育を実施することとします。

(4) 人づくりに関する行政の基本

ここでは、「教育行政」というと、教育委員会の取組みなどの狭義にとらわれる心配があることから、あえて「人づくり」として区における「人づくり」行政の基本となる取組みを明らかにします。

① 中長期目標と行動計画の策定

現在、教育委員会は、「杉並区教育ビジョン」のもとに、それを具体化するための「杉並区教育ビジョン推進計画」を策定し、ビジョンの実現に努めていますが、この条例の制定後は、これに代わって、条例を具体化するための中長期目標と行動計画を定めていく必要があります。

そのため、区は、この条例を基本としながら、その時代や社会状況に即した教育(人づくり)の課題解決を視野に入れた中長期目標としての教育ビジョンを定め、それを具体化する行動計画を策定するものとします。この教育ビジョンや行動計画は、教育委員会を中心にしながら、区長部局の施策も関連することから、区として策定するものとし、家庭や地域での取組みも含めることとします。

② 施策の評価と効果検証

教育(人づくり)の取組みは多岐にわたり、時代によっても何が必要なのかが変化します。また、効果が高くない施策や、役割を終えた施策を続けることは、税金の無駄遣いにしかなりません。不要不急のものはやめたうえで新しい課題に取り組むこと(スクラップ・アンド・ビルド)を基本としながら、常に見直しをかけ、新たな取組みに転換していくことが必要です。

そのため、区は、行政評価や学校評価など区民参加による評価を継続的に行うとともに、各種の取組みにおいて効果検証を行い、次なる取組みにつなげていくものとします。

③ 区民への理解浸透、意識啓発

この条例に基づき教育(人づくり)に支援を惜しまない地域づくりを進めていくためには、この条例の存在や趣旨、それぞれの立場としての責務や役割を、区民に理解してもらう必要があります。

そのため、区はあらゆる機会や方法をもって、区民への理解浸透、意識啓発に努

めるものとしてします。

④ 家庭教育の支援

家庭教育に関して、家庭に第一義的責任があることは先に述べましたが、急激に進む核家族化や地域でのつながりが希薄化している中で、家庭教育に関して必要な情報を得たり学ぶことが難しくなっており、支援が必要です。また、この支援は、単に親が子育てをするうえで不足がちになる部分を行政の施策として補うようなものだけではなく、これまで家族の知恵として祖父母から父母へ、父母から子へと脈々と受け継がれてきた子どもを教育する力を高めるような内容も含めて進める必要があります。

そのため、区は、親としての自覚を深め、親としての成長を支援する内容で、家庭教育の支援を行うこととします。

⑤ 地域での教育活動の支援

地域での教育活動は、共に育ち育てられることを基本に、地域の人々の主体的取り組みにより進められるものですが、それを定着させ充実させていくためには、行政による側面的な支援が必要です。

人の成長には、生涯を通じて学べる環境があることが望まれます。社会の第一線を退いた後も、人に教えたり社会に貢献して喜ばれることは、その人自身の力ともなります。また、現在、区では、行政と地域や住民の関係を見直し、協働を推進して、新しい自治をつくろうとしています。教育(人づくり)も、協働の視点に立って、地域でできることは地域に委ねることを基本にすえる必要があります。

そのため、区は、「共育」と「協働」をキーワードとして、地域における区民の教育活動を推進するために、必要な支援を講じていくものとしてします。

⑥ 就学前教育の充実

「ヒト」として生まれ「人」となって小学校へ就学する過程にある就学前期は、人として成長していくうえでの基礎・基本を身につけ、学校での学びに備える重要な時期です。この時期にどのような教育(人づくり)をしたかが、その後の学校教育にも影響します。区内の幼稚園・保育園は、公立もあれば私立もあり多様ですが、多くの子どもが区立小学校に進学することからすれば、どこの幼稚園・保育園に通園しても杉並共通の就学前教育が受けられることが望まれます。また、この時期は、家庭での教育が人としての成長を大きく左右します。

そのため、区は、0歳から就学前までの期間を範囲として、幼稚園・保育園といった就学前の受入れ施設での教育(人づくり)のみならず、家庭教育も含めて、就学前教育を総合的に推進するものとします。また、区内の幼稚園・保育園は、公立・私立を問わず、この条例に基づき区が定める「就学前教育プログラム」のもとに、就学前教育を推進するものとします。

⑦ 学校教育の充実

小学校・中学校期は、人としての人格形成がなされる、教育(人づくり)において最も重要な時期です。子どもたち一人ひとりが個として大切にされながら、社会の一員として強くたくましく生きていける力を身に付けられるよう、育むことが大切です。また、学校は地域の学び舎として、地域の人々の意思のもとに、また、地域の人々のボランティア活動(有償・無償を問わない)や自発的な寄付などの支えのもとに、運営されることが望ましい姿といえます。これらは、学校での教育活動だけでなく、放課後や学校休業日の活動も視野に入れながら、総合的に推進する必要があります。

そのため、区は、各学校で魅力ある教育活動が行えるように、教員の指導力向上や施設整備、その他適正な教育環境の整備に努めるとともに、地域の人々の意思と力に支えられた地域運営型の学校づくりを、周囲の行政機関等とも連携しながら総合的に進めるものとします。

⑧ 郷土愛を育む施策の充実

教育(人づくり)に支援を惜しまない地域として、地域の中で「共育」や「協働」を推進していくためには、それぞれの地域や杉並の歴史や文化、伝統を知り、地域への誇りの気持や愛郷心を育むことが大切です。区でも「すぎなみ学倶楽部」の取組みが進められていますが、未来を拓く人を育てるためにも、自分たちで自分たちのまちをつくるためにも、このことは欠かせません。

そのため、すべての区立小中学校で一定時間、地域や杉並のことを学ぶ授業時間を確保するとともに、広く大人の人たちに対しても地域や杉並のことを学ぶ機会をつくるよう努めることとします。

⑨ 行政機関相互の連携

教育(人づくり)に支援を惜しまない地域づくりを進めるためには、ひとり教育機関だけでなく、福祉等その他の機関を含めた行政機関が相互に連携し合って、総合

性をもって取り組むことが必要です。また、就学前、学齢期、成人といった人生の過程ごとの教育(人づくり)が独立し途切れていたのでは、一貫した教育(人づくり)が行えません。

そのため、区は、必要に応じて、教育(人づくり)という視点で行政機関相互が連携し合える体制を築くとともに、一貫性をもって教育(人づくり)が実施できるような施策を推進するものとします。

おわりに

教育基本条例等について、懇談会としては以上のような内容が望ましいとの結論に至りましたが、最後に条例の名称について付言します。

懇談会の検討過程では、条例の内容はいわゆる「教育基本条例」の中身として議論してきました。しかし、議論の中では「教育」という言葉は言い換えれば「人づくり」であり、この提言の中でも二つの言葉を同義語として扱ったところも少なくありませんでした。

今日の社会状況において、杉並区が「教育基本条例」を全国に先駆けて制定することは大変意義があることです。しかし、教育基本法の改正過程などを見ていると、「教育」という言葉であるがゆえの様々な議論が、この条例の制定過程においても展開されることが容易に想像されます。私たち懇談会委員が考えまとめたことは、これまで人類が生まれて以来脈々と受け継がれてきた「人づくり」を、変化した社会状況をふまえて、時代に即した内容で改めて創出しようというものです。この杉並で、昭和57年につくられた「すぎなみ区歌」では、「心ふれあう人がいる、笑顔を見かわす人がいる」、「心あかるい人がいる、幸せ育てる人がいる」、「心やさしい人がいる、喜びわけあう人がいる」と、杉並のまちの姿をうたいました。そんなまちでいつまでもいられるように、明るい社会をみんなで築いていくことが私たちの願いです。

それらのことを考えますと、条例名称は「人づくり条例」とすることも一案と考えられます。もちろん、「教育基本条例」の方がいい、あるいは「地域ぐるみで」、「学ぶ喜び、生きる喜びいっぱい」といった表現を冠として加えるのがいいといった、意見もありました。このことを最後に提言し、結びとします。

杉並区教育基本条例等に関する懇談会設置要綱

平成18年8月25日
18杉教第5879号

(設置)

第1条 これからの杉並の教育を地域ぐるみで進めるためのよりどころとして、教育基本条例、宣言、憲章など(以下「基本条例等」という。)について検討するため、杉並区教育基本条例等に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 基本条例等に係る事項
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内で構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内団体関係者 5人以内
- (3) 区民から公募した者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から報告の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 懇談会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、会長に懇談会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 懇談会の所掌事項について委員を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事長は、教育委員会事務局次長とする。
- 4 副幹事長は、保健福祉部子ども家庭担当部長とする。
- 5 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成19年4月12日19杉教7334号)

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

別表第1(第8条関係)

教育委員会事務局次長
保健福祉部子ども家庭担当部長
教育委員会事務局教育改革担当部長
政策経営部企画課長
区民生活部地域課長
保健福祉部子育て支援課長
教育委員会事務局庶務課長
教育委員会事務局教育改革推進課長
教育委員会事務局学務課長
教育委員会事務局社会教育スポーツ課長

1 学校適正配置担当部長は、組織改正に伴い平成19年4月1日以降、教育改革担当部長に変更

2 教育改革推進課長は、組織改正に伴い平成19年4月1日以降、出席

「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」委員名簿

No.	氏名（敬称略）	所属等	備考
1	小松 郁夫	国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部長	会長 起草委員
2	井上 千枝美	桜美林大学 健康福祉学群 教授	副会長 起草委員
3	太田 篤	社団法人 経済同友会 担当執行役（政策調査）	起草委員
4	久保田 恵政	愛杉会 会長（元区立学校 校長）	
5	柚原 禎宏	山梨大学 教育人間科学部 学校教育講座 教授	
6	井口 容宏	杉並区私立幼稚園連合会 理事長	
7	高橋 新一郎	杉並区町会連合会 副会長	
8	根本 郁芳	東京商工会議所杉並支部 会長	
9	内藤 秀人	区立中学校PTA協議会 会長	起草委員
10	野田 栄一	区立小学校PTA連合協議会 副会長	
11	小池 曙	公募	
12	斉藤 美恵子	公募	
13	星野 直子	公募	

※所属は、委嘱日現在。

杉並区教育基本条例等に関する懇談会検討経過

回数	開催日	懇談会内容等
第1回	平成18年 10月27日	○委嘱状交付 ○委員自己紹介、会長・副会長選出 ○今後の進め方、教育に関する委員の意見表明 等
第2回	平成18年 11月20日	○意見交換、質疑 教育や、教育を取り巻く現状等について
第3回	平成18年 12月19日	○意見交換、質疑 教育基本条例等に、何を重点的に盛り込んでいくのか 等
第4回	平成19年 1月16日	○意見交換、質疑 形式について（条例か、憲章か、宣言か） 教育基本条例等に、何を重点的に盛りこんでいくのか 等
第5回	平成19年 2月16日	○意見交換 形式について（条例か、憲章か、宣言か） 重点的に盛り込む内容 等 ○今後の進め方
第6回	平成19年 4月12日	○意見交換 提言案について
第7回	平成19年 5月11日	○意見交換 提言案について
第8回	平成19年 8月22日	○意見交換 提言案について ○提言のとりまとめ
—	平成19年 9月19日	○教育基本条例等に関する提言 提出

教育基本条例等に関する提言

登録印刷物番号

19 - 0056

平成19年9月発行

編集・発行 杉並区教育委員会事務局庶務課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

電話(03)3312-2111(代表)

- ・この印刷物は庁内印刷です。
- ・本誌は、本文は古紙配合率100%、表紙は70%の再生紙を使用しています。